

第3節 治水対策の沿革と現状の課題

第1項 総合治水対策の沿革

新川流域における昭和40年代に入ってからのも水害の頻発は、流域の開発に伴って洪水の流出形態が変化してきたことが原因の一つに挙げられる。このため、流域の開発と治水との関係を抜本的に見直す必要があり、また、早急に治水安全度を上げるためには、河川対策のみならず流域対策を含めた総合的な治水対策を流域関係機関が一体となって取り組む必要があることなどから、昭和55年に「新川流域総合治水対策協議会」を設置、昭和57年には流域で協働して取り組む緊急的な治水暫定計画である「新川流域整備計画」を策定し、治水施設の整備を早急に実施するとともに、流域が従来から有している保水・遊水機能の維持、増大を図る方策を広く流域関係機関の合意のもとに推進し、洪水時の被害軽減策をも含めた総合的な治水対策を講じることとした。

この流域整備計画では、流出抑制施設の法的な位置付けが明確でなかったこともあり、当時の計画で想定していた土地利用状況及びこれに対応すべき施設整備状況に差異が生じてきており、新たな浸水被害防止への取り組みが必要となってきたため、平成18年1月1日に特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を施行し、今後、さらに流域での連携を強化し、効率的な浸水被害対策を実施していくこととした。

第2項 現状の課題

都市化の進展が著しい新川流域では、従来の河川及び下水道整備のみで浸水被害の防止に対応することは困難であり、河川・下水道の治水施設を効果的に整備するとともに、調整池等による流出抑制施設の整備を推進していく必要がある。

[流域の課題]

流域においては、現在511基(約70万 m^3)の防災調整池等の雨水貯留浸透施設が設置されているが十分とはいえず、今後も都市化の進展が想定されることから、更なる設置が必要な状況である。

[河川の課題]

東海豪雨後の河川激甚災害対策特別緊急事業により、新川萱津橋地点で「新川流域整備計画」の計画流量を上回る1,090 m^3/s を確保する等、新川本川の治水安全度は一定水準に達したものの、五条川を始めとする支川の多くは、整備途上の状況であり、早期改修が望まれる。

[下水道の課題]

土地利用や自然条件が流域内での差異が大きく、雨水排除の緊急性が地域によって大きく異なることから、公共下水道によって雨水整備に取り組んでいるのは、流域16市町のうち9市町にとどまっている。また、支川を中心にして河川が整備途上の状況であることなどから、雨水排除が制約され下水道事業を進めにくい状況にある。

※本頁の現状は当初計画を策定した平成19年時点を指す。

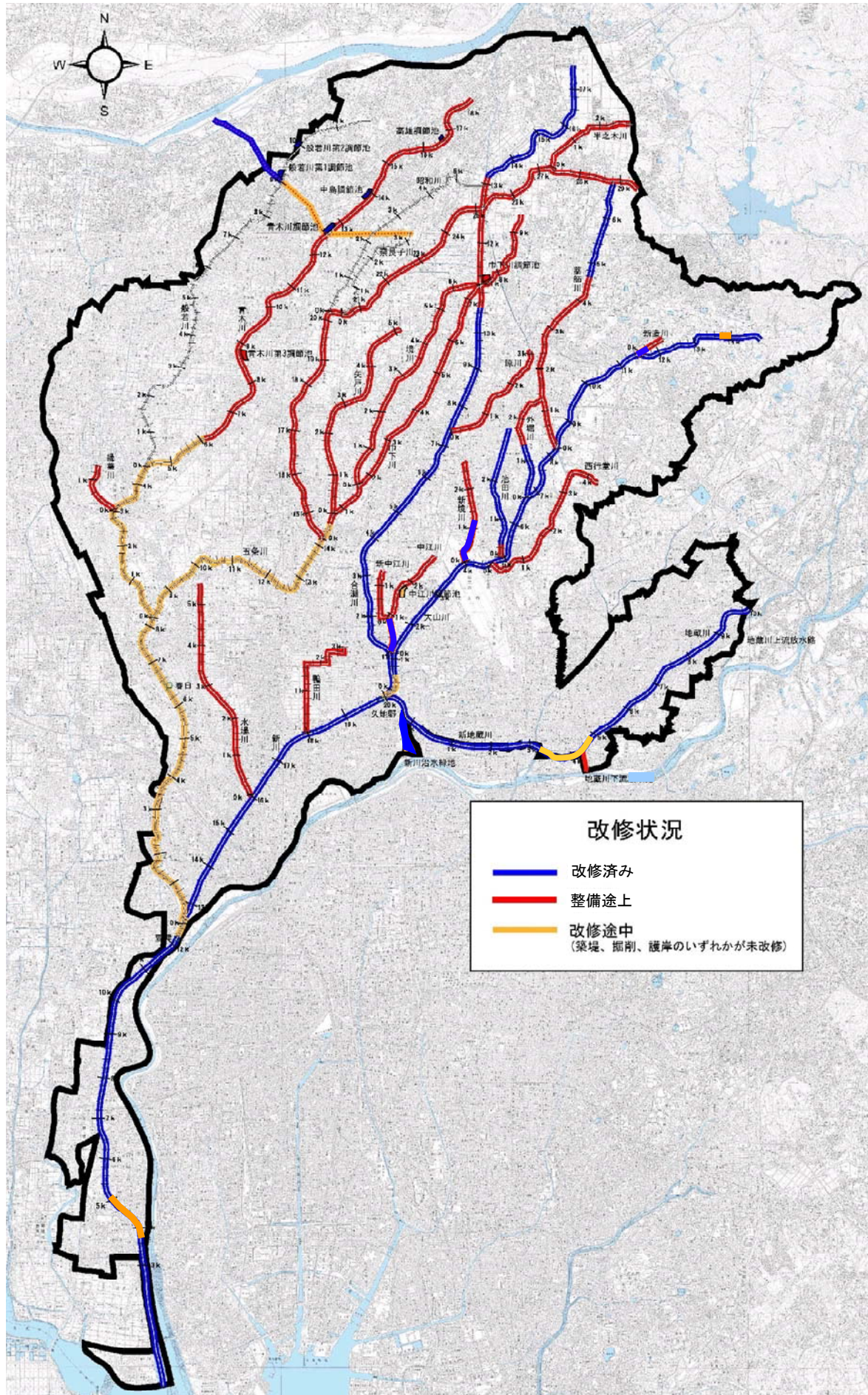


図 1.8 河川整備状況(H18.3 月末)